

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案 新旧対照表 目次

○	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）	（抄）	1
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（抄）	7
○	文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）	（抄）	9

○ 国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第一項第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（役員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構に、役員として、<u>第二十三条第一項第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。）</u>及び第二十七条第二項に規定す</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第四条 国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二十三条第五号において同じ。）から寄託された資金の運用の業務、大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。</p> <p>（役員）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構に、役員として、<u>第二十三条第五号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「寄託金運用業務」という。）</u>及び第二十七条第二項に規定する助成</p>

る助成資金運用（以下「寄託金運用業務等」という。）を担当する理事（以下「運用業務担当理事」という。）一人を置く。

4
(略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員及び職員は、第二十三条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる業務並びに同項第十二号に掲げる業務（同項第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。）並びに同条第二項に規定する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

七～十二 (略)

2 | 機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法

資金運用（以下「寄託金運用業務等」という。）を担当する理事（以下「運用業務担当理事」という。）一人を置く。

4
(略)

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十八条 機構の役員及び職員は、第二十三条第一号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる業務並びに同条第十二号に掲げる業務（同条第五号及び第六号に掲げる業務に附帯するものに限る。）に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(業務の範囲)

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～五 (略)

六 大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行うこと。

七～十二 (略)

(新設)

律（令和四年法律第 号）第六条に規定する業務を行う。

3 機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八条第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務（同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十条第三項において「特別助成業務」という。）を一体的に実施しなければならない。

（基金の設置等）

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条第一項各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 （略）

（助成勘定に属する資金の運用）

第二十七条 機構は、助成業務（第二十三条第一項第六

（新設）

（基金の設置等）

第二十五条 機構は、文部科学大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第二十三条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び第三十一条第三項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 （略）

（助成勘定に属する資金の運用）

第二十七条 機構は、第二十三条第六号に掲げる業務（

号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。)に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

2 (略)

(区分経理)

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 文献に係る第二十三条第一項第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)

四 (略)

2・3 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規

これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。)に係る勘定(以下「助成勘定」という。)に属する資金を運用するに当たっては、前条各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。

2 (略)

(区分経理)

第三十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 (略)

三 文献に係る第二十三条第七号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)のうち政令で定めるもの(以下「文献情報提供業務」という。)

四 (略)

2・3 (略)

(利益及び損失の処理の特例等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規

定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務の財源に充てることができる。

4～6 (略)

7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」とあるのは「前条第一項第四号に掲げる業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

9 (略)

定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第六号に掲げる業務の財源に充てることができる。

4～6 (略)

7 第三項及び第五項の規定は、文献情報提供勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「第六項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「第二十三条第六号に掲げる業務」とあるのは「文献情報提供業務」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

8 第三項及び第五項の規定は、前条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における積立金の処分について準用する。この場合において、第三項中「第二十三条第六号」とあるのは「前条第一項第四号」と、第五項中「前二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

9 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十三条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 (略)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三 (略)

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）<u>第二十三条第一号、第三号（同項第一号に係る部分に限る。）</u>、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十九～三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三（略）</p> <p>2～19（略）</p> <p>20 国立研究開発法人科学技術振興機構が所有し、かつ、<u>直接国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号、第三号（同項第一号に係る部分に限</u></p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十七（略）</p> <p>十八 国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）<u>第二十三条第一号、第三号（同条第一号に係る部分に限る。）</u>、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの</p> <p>十九～三十九（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（固定資産税の課税標準等の特例）</p> <p>第三百四十九条の三（略）</p> <p>2～19（略）</p> <p>20 国立研究開発法人科学技術振興機構が所有し、かつ、<u>直接国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一号、第三号（同条第一号に係る部分に限る。）</u></p>

る。)、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

21
33 (略)

、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

21
33 (略)

改正案	現行
<p>第二款 科学技術・学術審議会</p> <p>第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。</p> <p>3 前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審</p>	<p>第二款 科学技術・学術審議会</p> <p>第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議</p>

議会に関し必要な事項については、政令で定める。

会に関し必要な事項については、政令で定める。